

活用できる方	● 次の基準に該当すると市町村長の認定を受けた方が対象です。	
	(ア) 被害農林漁業者	(イ) 特別被害農林漁業者
	1 農作物等の減収量が平年収穫量の30%以上かつ損失額が平均農業収入の10%以上	左のうち損失額が50%以上
	2 樹体の損失額が30%以上	
活用できる方	1 林産物の流失等による損失額が、平年林業収入の10%以上	左のうち損失額が50%以上
	2 林業施設の損失額が50%以上	左のうち損失額が70%以上
	1 水産物の流失等による損失額が、平年漁業収入の10%以上	左のうち損失額が50%以上
	2 水産施設の損失額が50%以上	左のうち損失額が70%以上
お問い合わせ	市町村	

制度の名称	農林漁業金融公庫による資金貸付
支援の種類	融資
支援の内容	<p>●農林漁業金融公庫では、農林漁業者に対する各種の資金貸付を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○農林漁業セーフティネット資金：不慮の災害等によって売上が減少し、資金繰りに支障を来している場合等に、経営の維持安定に必要な長期運転資金を融資します。</li> <li>○農林漁業施設資金：災害により被災した農林漁業施設の復旧のための資金を融資します。</li> <li>○農業基盤整備資金：農地・牧野又はその保全・利用に必要な施設の復旧のための資金を融資します。</li> <li>○林業基盤整備資金：森林、林道等の復旧のための資金を融資します。</li> <li>○漁業基盤整備資金・漁船資金：漁港、漁場施設や漁船の復旧の資金を融資します。</li> </ul> <p>●上記のほかにも農林漁業者に対する資金貸付がございます。各種貸付事業の詳細については、農林漁業金融公庫にご確認ください。</p>
活用できる方	●農林漁業者、組合
お問い合わせ	農林漁業金融公庫

制度の名称	災害復旧資金貸付												
支援の種類	融資												
支援の内容	<p>●災害により直接的・間接的な被害を受けた中小企業者に対して、事業所復旧のための資金を融資します。</p> <p>●災害復旧資金貸付は、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫において、受付を行います。</p> <p>●国民生活金融公庫の場合の貸付限度額等は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>①直接的な被害を受けた中小企業者（「被害証明書」、「特別被害証明書」又は「り災証明書」が必要）：6,000万円以内 ②取引先等が被災したため売上が減少する等間接的な被害を受けた中小企業者：被害証明書等を持っている者：6,000万円以内 被害証明書等を持っていない者：3,000万円以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>10年以内（うち2年以内の据置可能）</td> </tr> </table> <p>●中小企業金融公庫の場合の貸付限度額等は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>1億5千万円以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>10年以内（うち2年以内の据置可能）</td> </tr> </table> <p>●商工組合中央金庫の場合の貸付限度額等は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>必要に応じ一般貸付枠を超える額</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>設備資金20年以内（うち3年以内の据置可能） 運転資金10年以内（うち3年以内の据置可能）</td> </tr> </table> <p>●国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫によって、貸付限度額や貸付条件等が異なりますので、詳しくは各公庫にご確認ください。</p>	貸付限度額	①直接的な被害を受けた中小企業者（「被害証明書」、「特別被害証明書」又は「り災証明書」が必要）：6,000万円以内 ②取引先等が被災したため売上が減少する等間接的な被害を受けた中小企業者：被害証明書等を持っている者：6,000万円以内 被害証明書等を持っていない者：3,000万円以内	償還期間	10年以内（うち2年以内の据置可能）	貸付限度額	1億5千万円以内	償還期間	10年以内（うち2年以内の据置可能）	貸付限度額	必要に応じ一般貸付枠を超える額	償還期間	設備資金20年以内（うち3年以内の据置可能） 運転資金10年以内（うち3年以内の据置可能）
貸付限度額	①直接的な被害を受けた中小企業者（「被害証明書」、「特別被害証明書」又は「り災証明書」が必要）：6,000万円以内 ②取引先等が被災したため売上が減少する等間接的な被害を受けた中小企業者：被害証明書等を持っている者：6,000万円以内 被害証明書等を持っていない者：3,000万円以内												
償還期間	10年以内（うち2年以内の据置可能）												
貸付限度額	1億5千万円以内												
償還期間	10年以内（うち2年以内の据置可能）												
貸付限度額	必要に応じ一般貸付枠を超える額												
償還期間	設備資金20年以内（うち3年以内の据置可能） 運転資金10年以内（うち3年以内の据置可能）												
活用できる方	●中小企業経営者、中小企業協同組合・振興組合等												
お問い合わせ	国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫												

制度の名称	災害復旧高度化資金						
支援の種類	融資						
支援の内容	<p>●大規模な災害により、既往の高度化資金の貸付を受けた事業用資産が被災した場合、被害を受けた施設の復旧を図る場合又は施設の復旧にあたって新たに高度化事業を行う場合に、都道府県又は中小企業基盤整備機構が高度化資金を貸し付けます。</p> <p>●支援の内容は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付割合</td> <td>90%以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>20年以内（うち3年以内の据置可能）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> </tr> </table> <p>●資本金や業種等の条件がありますので、詳しくは都道府県にご確認ください。</p> <p>●中小企業経営者、中小企業協同組合・振興組合等であって、以下のいずれかに該当する場合は対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①既存の高度化資金貸付を受けて取得・設置した施設が被災した場合</li> <li>②施設の復旧にあたって新たに高度化事業を行う場合</li> </ul>	貸付割合	90%以内	償還期間	20年以内（うち3年以内の据置可能）	貸付利率	無利子
貸付割合	90%以内						
償還期間	20年以内（うち3年以内の据置可能）						
貸付利率	無利子						
活用できる方	①既存の高度化資金貸付を受けて取得・設置した施設が被災した場合 ②施設の復旧にあたって新たに高度化事業を行う場合						
お問い合わせ	都道府県、中小企業基盤整備機構						

制度の名称	小規模企業設備資金																				
支援の種類	融資																				
支援の内容	<p>●小規模企業者に対して、経営基盤の強化や創業のために新たな設備の導入に対して無利子資金の貸付を行います。</p> <p>■設備資金貸付事業</p> <table border="1"> <tr> <td>限度額</td> <td>4,000万円（所要資金の1/2以内）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>7年以内（公害防止等施設は12年以内） 据置期間1年以内の年賦、半年賦又は月賦均等償還</td> </tr> <tr> <td>担保・保証人</td> <td>連帯保証人又は物的担保が必要です</td> </tr> </table> <p>■設備貸与事業</p> <table border="1"> <tr> <td>貸与設備価額</td> <td>6,000万円（創業後1年未満の創業者は3,000万円）</td> </tr> <tr> <td>賦払割賦</td> <td>割賦事業：割賦損料3%以下、保証金10%以下</td> </tr> <tr> <td>リース料</td> <td>リース事業：リース料率年5.3%程度（税金・保険料込み）</td> </tr> <tr> <td>賦払</td> <td>割賦事業：7年以内（公害防止等施設は12年以内）</td> </tr> <tr> <td>リース期間</td> <td>リース事業：原則3年以上7年以内の範囲で貸与設備の耐用年数により定める</td> </tr> <tr> <td>担保・保証人</td> <td>原則として保証人が必要。物的担保が必要になる場合もある</td> </tr> </table>	限度額	4,000万円（所要資金の1/2以内）	貸付利率	無利子	償還期間	7年以内（公害防止等施設は12年以内） 据置期間1年以内の年賦、半年賦又は月賦均等償還	担保・保証人	連帯保証人又は物的担保が必要です	貸与設備価額	6,000万円（創業後1年未満の創業者は3,000万円）	賦払割賦	割賦事業：割賦損料3%以下、保証金10%以下	リース料	リース事業：リース料率年5.3%程度（税金・保険料込み）	賦払	割賦事業：7年以内（公害防止等施設は12年以内）	リース期間	リース事業：原則3年以上7年以内の範囲で貸与設備の耐用年数により定める	担保・保証人	原則として保証人が必要。物的担保が必要になる場合もある
限度額	4,000万円（所要資金の1/2以内）																				
貸付利率	無利子																				
償還期間	7年以内（公害防止等施設は12年以内） 据置期間1年以内の年賦、半年賦又は月賦均等償還																				
担保・保証人	連帯保証人又は物的担保が必要です																				
貸与設備価額	6,000万円（創業後1年未満の創業者は3,000万円）																				
賦払割賦	割賦事業：割賦損料3%以下、保証金10%以下																				
リース料	リース事業：リース料率年5.3%程度（税金・保険料込み）																				
賦払	割賦事業：7年以内（公害防止等施設は12年以内）																				
リース期間	リース事業：原則3年以上7年以内の範囲で貸与設備の耐用年数により定める																				
担保・保証人	原則として保証人が必要。物的担保が必要になる場合もある																				
活用できる方	●以下のいずれかに該当する方が対象です。 ①小規模企業者：従業員数が20人以下（商業・サービス業は5人以下） ②従業員数50人以下の会社・個人：借入残高3億円以下、直近3事業年度の経営利益平均額3,500万円以下、大企業からの出資等割合が1/3以下 ③創業者：1月（会社設立の場合は2月）以内に操業する具体的計画を持つ者又は創業後5年以内の者																				
お問い合わせ	都道府県																				

制度の名称	中小企業体質強化資金
支援の種類	融資
支援の内容	<p>●中小企業の体質強化を図るための各種融資制度があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○中心市街地活性化対策融資 <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小小売業者が中心市街地の活性化を図るための資金</li> <li>・物流の効率化を図るための資金</li> </ul> </li> <li>○下請中小企業対策融資 親企業の事業活動変更に対し、下請中小企業者が経営の合理化等を図るための資金</li> <li>○地域産業対策融資 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域的要因等による売上減少等に対し経営の安定を図るための資金</li> <li>・新事業創出促進法等による経営の合理化等を図るための資金</li> </ul> </li> <li>○組合共同事業対策融資 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業協同組合等が共同事業を行うための資金</li> </ul> </li> <li>○地域中小企業新産業育成融資 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情に応じた新事業を開拓するための資金</li> </ul> </li> <li>○中小商業・サービス業者が地域の消費生活の文化的水準の向上等を図るための資金</li> <li>○地域中小企業特別融資 <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済が疲弊している地域で経済の構造変化への応答等を図るための資金</li> <li>・特定産業集積の活性化に関する臨時措置法に基づく高度化等計画・進出計画等の承認を受けた中小企業社及びその関連中小企業者が必要とする資金</li> </ul> </li> </ul> <p>●各融資の詳細については、都道府県にご確認ください。</p>
活用できる方	●中小企業者、組合
お問い合わせ	都道府県

制度の名称	経営安定関連保証
支援の種類	融資（保証）
支援の内容	●取引先等関連企業の倒産や災害などの理由により影響を受けた中小企業者に対して、経営の安定を図るために必要な資金について保証を行います。
活用できる方	●中小企業信用保険法第2条第3項第1号～第8号により主たる事業所の所在地を管轄する市町村長から、「特定中小企業者」であることの認定を受けた方が対象です。
お問い合わせ	信用保証協会

制度の名称	災害関係特例保証
支援の種類	融資（保証）
支援の内容	●災害により被災した中小企業者に対して、災害復旧に必要な資金について保証を行います。
活用できる方	●被災地域に事業所を有し、災害を受けた中小企業者（個人、会社、医療法人、組合）
お問い合わせ	信用保証協会

制度の名称	<b>雇用調整助成金</b>
支援の種類	給付
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害により急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対して助成するものです。</li> <li>●支援の内容は以下のとおりです。             <ul style="list-style-type: none"> <li>①休業の場合、休業手当相当額の1/2補助（中小企業の場合2/3）</li> <li>出向の場合、出向元で負担した賃金の1/2（中小企業の場合2/3）</li> <li>支給限度日数は1年間で100日まで</li> <li>②大型倒産等事業主の下請事業主の場合、休業手当相当額の1/2補助（中小企業の場合2/3）</li> <li>支給限度日数は2年間で200日まで</li> </ul> </li> </ul>
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●以下のいずれかに該当する方が対象です。</li> <li>①急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主（最近6か月の対前年同期比で生産量10%減、雇用量不増）</li> <li>②大型倒産等事業主の下請事業主・取引先事業主等（最近3か月の対前年同期比で生産量減少、雇用量不増）</li> </ul>
お問い合わせ	公共職業安定所

制度の名称	<b>職場適応訓練費の支給</b>
支援の種類	給付
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●職場適応訓練を実施する事業主に対して訓練費を支給します。また、訓練生に対して雇用保険の失業等給付を支給します。</li> <li>・事業者は、訓練費として職場適応訓練生1人につき24,000円/月（重度の障害者25,000円/月）が支給されます。短期の職場適応訓練については、960円/日（重度の障害者1,000円/日）です。</li> <li>●訓練期間は、6か月（中小企業及び重度の障害者に係る訓練等1年）以内です。短期の職場適応訓練については、2週間（重度の障害者に係る訓練4週間）以内です。</li> </ul>
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●職場適応訓練は、雇用保険の受給資格者等であって、再就職を容易にするため職場適応訓練を受けることが適当であると公共職業安定所長が認める者を、次のイからホに該当する事業主に委託して行います。</li> <li>イ 職場適応訓練を行う設備的余裕があること</li> <li>ロ 指導員としての適当な従業員がいること</li> <li>ハ 労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等に加入し、又はこれらと同様の職員共済制度を保有していること</li> <li>ニ 労働基準法及び労働安全衛生法の規定する安全衛生その他の作業条件が整備されていること</li> <li>ホ 職場適応訓練修了後、引き続き職場適応訓練を受けた者を雇用する見込みがあること</li> </ul>
お問い合わせ	公共職業安定所

安全な地域づくりへの支援

制度の名称	<b>災害公営住宅の整備</b>
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害により住宅を失った低額所得者に賃貸するため公営住宅を建設等するための制度です。</li> <li>●災害公営住宅の整備については、緊急かつ機動的な対応が求められることから、地域住宅計画の位置付けを必要とせず、補助率の嵩上げ等の対象となります。</li> </ul>
実施主体	●地方公共団体
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	<b>既設公営住宅の復旧</b>
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害によって既設公営住宅が被害を受けた場合に復旧するための制度です。</li> <li>① 公営住宅が滅失した場合の再建</li> <li>② 公営住宅等が損傷した場合の補修</li> <li>③ 公営住宅等を建設するための宅地の復旧</li> </ul> <p>●既設公営住宅の復旧については、緊急かつ機動的に対応が求められることから、地域住宅計画の位置付けを必要とせず、補助率の嵩上げ等の対象となります。</p>
実施主体	●地方公共団体
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	<b>市街地再開発事業</b>
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市街地再開発事業は、中心市街地の木造家屋が密集して防災上危険な地区や、駅前広場等の公共施設の整備の遅れている地区を再整備する事業です。</li> <li>●敷地を共同化し、高度利用することによって、多くの床や公共施設用地を生み出します。従前権利者の権利は、原則として等価で新しい再開発ビルの床に置き換えられます。高度利用によって新たに生み出された床の処分金収入は事業費にあてられます。</li> <li>●基本計画や調査設計、土地整備、共同施設整備などが補助対象となっており、補助率は1/2又は1/3です。</li> </ul>
実施主体	●個人旅行者、市街地再開発組合、再開発会社、地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社等
お問い合わせ	都道府県、市町村

安全な地域づくりへの支援

制度の名称	<b>土地区画整理事業</b>
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●用地買収方式によらず、換地手法を用いて、道路、公園、河川等の公共施設を整備し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図ることにより、健全な市街地の形成と良好な宅地の供給に資する事業です。</li> <li>●用地買収方式によらず、換地手法による事業手法です。</li> <li>●調査設計費や公共施設工事費、移転補償費、地区外関連工事費などが補助対象となっており、補助率は1/2です。</li> </ul>
実施主体	●個人旅行者、土地区画整理組合、区画整理会社、地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社等
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	<b>街なみ環境整備事業</b>
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活道路や公園・広場等の地区施設が未整備であったり、街並みが良好な美観を有していないなど、住環境の整備改善を必要とする区域において、住宅や地区施設等の整備改善を行う事業です。</li> <li>●地区内の権利者等で構成される協議会組織による良好な街なみ形成のための活動や、街なみ環境整備方針及び街なみ環境整備事業計画の策定、生活道路や小公園などの地区施設整備のほか、地区住民の行う門・塀等の移設や住宅等の修繕なども補助対象となっており、補助率は1/2（土地所有者による事業は1/3）です。</li> </ul>
実施主体	●地方公共団体
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	<b>住宅市街地基盤整備事業</b>
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住宅及び宅地の供給を促進することが必要な地域における住宅建設事業及び宅地開発事業の推進を図るため、住宅市街地事業に係る関連公共施設等の整備を総合的に行う事業です。</li> <li>●道路、都市公園、下水道、河川、砂防設備等の公共施設整備のほか、多目的広場、公開空地、電線類の地下埋設等の居住環境基盤施設整備等が補助対象となっています。</li> </ul>
実施主体	●地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	<b>住宅市街地総合整備事業</b>
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、密集市街地の整備改善など都市再生の推進に必要な課題に、より機動的に対応するため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う事業です。</li> <li>●整備計画策定、住宅整備、公共施設の整備などが補助対象となっています。</li> </ul>
実施主体	●地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	<b>住宅地区改良事業</b>
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●不良住宅が密集する地区の環境の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足る住宅の集団的建設を促進する事業です。</li> <li>●不良住宅の買収除却、公共施設や地区施設の設備、改良住宅（賃貸）建設、改良住宅（賃貸）用地取得造成、一時収容施設設置費、改良住宅（分譲）の共同施設整備などが補助対象となっています。</li> </ul>
実施主体	●地方公共団体
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	<b>小規模住宅地区等改良事業</b>
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●不良住宅が集合すること等により住環境の整備が遅れている地区において、住環境の整備改善又は災害の防止のために、住宅の集団的建設、建築物の敷地の整備等を実施する事業です。</li> <li>●不良住宅の買収除却、公共施設や地区施設の設備、小規模改良住宅の建設などが補助対象となっています。</li> </ul>
実施主体	●地方公共団体
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	<b>優良建築物等整備事業</b>
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市街地の改善整備、良好な市街地住宅の供給等の促進を図るための事業です。</li> <li>●一定割合以上の空地確保や、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優れた建築物等の整備に対して、共同通行部分や空地等の整備などが補助対象となっています。</li> <li>●この事業には、「優良再開発型」「市街地住宅供給型」「既存ストック活用型」「アスパスト改修型」の4つのタイプがあります。</li> <li>●マンション再建に活用できます。</li> </ul>
対象地域	●地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	<b>防災集団移転促進事業</b>
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でない認められる区域内にある住居の集団的移転を促進する事業です。</li> <li>●住宅団地の用地取得造成、移転者の住宅建設・土地購入（ローン利子相当額）、住宅団地の公共施設の整備、移転促進区域内の農地等の買い取り、移転者の住居の移転費用などが補助対象となっています。</li> <li>●住宅団地について、10戸以上（移転しようとする住居の数が20戸を超える場合には、その半数以上の戸数）の規模であることが必要です。</li> </ul>
実施主体	●市町村（特別な場合は都道府県）
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	<b>がけ地近接等危険住宅移転事業</b>
制度の内容	●がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅の移転を行う方に対して、住宅の除却費や新築する住宅の建設費、土地の取得等に要する経費の一部を補助する事業です。補助率は1/2です。
実施主体	●市町村（原則として）
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	<b>災害関連地域防災がけ崩れ対策事業</b>
制度の内容	●市町村地域防災計画に危険箇所として記載され、又は記載されることが確実であるがけ地のうち、激甚災害に伴い崩壊等が発生し、放置すると人家2戸以上に倒壊等著しい被害を及ぼすと認められる箇所においてがけ崩れ防止工事を実施する事業です。補助率は1/2です。
実施主体	●市町村
お問い合わせ	都道府県、市町村



(参考) 地域住宅交付金制度

地方公共団体が自主性と創意工夫を生かして地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備や良好な居住環境の形成を推進することができるようするため、国では平成17年度に「地域住宅交付金制度」を創設しました。地域住宅交付金制度では、これまでの制度とは異なり、

1. これまでの補助事業をメニュー化するなど、地方公共団体の自主性・裁量性を向上
2. 地方公共団体が各事業への交付金の充当率を決定できるなど、地方公共団体の使い勝手を向上
3. 地方公共団体が目標等を設定した計画を作成・公表し、計画期間終了時に事後評価を実施・公表といった特色があります。

本制度の対象としては、以下の事業があります。

○既存の補助対象事業

公営住宅・特定優良賃貸住宅（高齢者向け含む）の整備、既設公営住宅の改善、改良住宅・更新住宅等の整備、既設改良住宅の改善、優良建築物等の整備、関連公共施設の整備 など

○地方公共団体独自の提案による事業

(例) 民間住宅の前農改修助成・地域防災施設整備、公営住宅等の駐車場・児童遊園・排水施設等の整備、公営住宅等の周辺道路・緑地・社会福祉施設等の一体的整備、住宅相談・住情報提供、高齢者等居住支援、環境と共生した住まいづくり支援 など

本制度の詳細については、市町村又は都道府県にお問い合わせください。

それぞれの支援制度の中には、一定の適用基準が設けられているものがあることから、支援制度が適用とならない場合もあります。

被災された場合に実際に制度が活用できるかなど、詳細については、各支援制度ごとに記載しているお問い合わせ先にご相談ください。

地震災害対策広報 [特別号]

# 能登半島地震 被災者支援制度等のお知らせ

■目次

- 1、国の被災者生活再建支援制度について
  - (1) 制度改正の概要
  - (2) 支援制度の対象となる方
- 2、市と県の被災者生活再建支援制度について
- 3、支援金の申請・交付手続きについて
- 4、支援金の申請期日について
- 5、その他のお知らせ
- 6、支援金一覧表

発行年月 平成20年1月  
 発行編集 内閣府政策統括官（防災担当）  
 〒100-8969 東京都千代田区霞が関1-2-2（中央合同庁舎第5号館）  
 TEL.03-3501-5191 <http://www.bousai.go.jp>

複製可







5. その他

(1) 国民健康保険・老人保健医療の一部負担

保険料 ㉔23-1124、総合支庁補償施設費 ㉔42-9918  
 ア対象者：平成17年中の合計所得金額が1,000万円以下の世帯で、居住する住居が  
 全壊、大規模半壊または半壊と判断されたとき  
 イ免除期間：平成19年3月21日～平成19年8月31日  
 ウ免除割合：次の割合で減免

全額	全額
大規模半壊または半壊	2分の1

工申請に必要なもの：罹災証明書、医師費の領収書、被災生活支援  
 交付申請の場合＝印鑑、罹災証明書、医師費の領収書、被災生活支援  
 (国民健康保険の方は世帯主、老人保健の方は本人、郵便局は不可)

(2) 介護サービス利用料 保険料 ㉔23-1124、総合支庁補償施設費 ㉔42-9918

ア対象者：居住する住宅が全壊、大規模半壊または半壊と判断され、地震当日、介護保  
 険施設またはグループホーム等に入院していない方 (ただし、短期入所施設  
 用事は対象となります)  
 イ免除期間：平成19年3月1日～平成19年8月31日  
 ウ免除割合：次の割合で減免

全額	全額
大規模半壊または半壊	2分の1

工申請に必要なもの：罹災証明書、印鑑  
 介護サービス利用料 保険料 ㉔23-1161、総合支庁補償施設費 ㉔42-9918  
 ア対象者：居住する住宅が全壊、大規模半壊または半壊と判断されたとき  
 イ免除期間：平成19年3月1日～平成19年8月31日  
 ウ免除割合：次の割合で減免

全額	全額
大規模半壊または半壊	2分の1

工申請に必要なもの：罹災証明書、印鑑

能登半島地震  
輪島市復興計画

能登半島地震  
輪島市復興計画

目次

第1章 基本的な考え方 ..... p.2～p.3

第2章 計画の体系 ..... p.4～p.5

第3章 目標別復興計画 ..... p.6～p.7

第4章 各論  
 (1) 生活の再建 ..... p.8～p.11  
 (2) 都市基盤の整備 ..... p.12～p.18  
 (3) 産業の活性化 ..... p.19～p.23

輪島市復興計画 復興事業 ..... p.24～p.34

輪島市復興計画

平成20年8月26日

輪島市

第1章 基本的な考え方

1 計画の役割

(1) 復興像の共有化

復興に向けた「基本目標」や「施策とその必要性」等を市民や関係者などに分かりやすく示すことにより、復興に対する意思統一を図るとともに、個別具体の復興事業への理解と協力を促します。

(2) 国、県との連携

輪島市の復興の条件となる「復興計画の内容」を国や県に示すことにより、より効果的な連携と支援を得ていきます。

(3) 復興事業の効果的推進

各種復興事業の相互関係を復興計画の中で明確にすることにより、効率的かつ効果的な事業実施を推進します。

2 復興にあたってのテーマと基本的視点

輪島市は今回の大震災により人的物的に甚大な被害を受けましたが、これまでも過疎化、交流人口の減少、地場産業の停滞等様々な地域課題が存在していました。

これらの課題に対処するため、平成19年度から平成28年度までの第1次の総合計画を策定し、恵まれた地域資源の活用を図ることにより将来都市像「あい」の風がはくむ 快適・活気・夢のまち 一歴史が息づく人が輝く まちづくり」を実現するとし、8項目からなる施策の大綱を定めて取り組みを進めていこうとしています。

輪島市はこの震災を克服し総合計画に定めた都市像を実現すべく市勢の発展を図って行かなければなりません。

従って復興にあたってのテーマと基本的視点を次のように定め取り組むこととします。

テーマ 復旧から復興 さらなる発展へ

基本的視点

(1) 安全・安心な暮らしを確保する

被災者の生活再建のための住宅、福祉、医療、雇用等を総合的に支援するとともに、今回の震災の経験を活かし、災害に強く市民が安全・安心して暮らせる地域社会を形成することが求められます。

(2) 災害をバネに地域社会の活力を高める

災害前の安定した生活を取り戻すことに加え、今回の災害を地域発展の機会ととらえ、地域資源を活かした産業振興、魅力的な観光の振興や市街地、農山漁村地域の活性化等、住民、企業、行政が一体となって新たな創造的な取り組みを積極的に進め、地域社会の活力を高めていくことが求められます。

(2) 目標年次

- 1 復旧・復興期 5年間 平成24年3月まで
- 2 発展期 5年間 平成24年4月以降  
平成29年3月まで

(3) 計画の推進体制

運携・協働	
市民	主体的取り組みの実施
地区	コミュニティによる活動
事業者・NPO等	復興事業への貢献
行政	事業実施、地域活動の支援

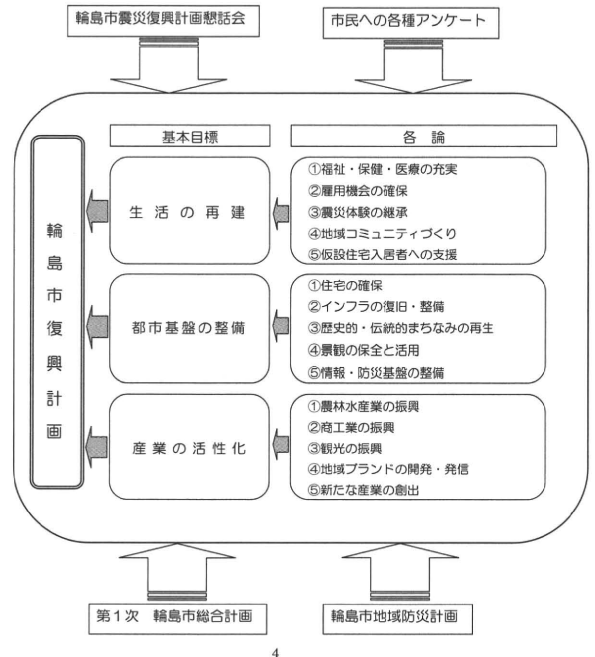
(4) 計画の進行管理

本計画の着実な実現を図るため、市民代表や学識経験者等から構成される「(仮称)輪島市復興推進市民会議」を設置します。  
同会議を定期的に関催することにより、各事業の推進状況を把握するとともに新たに発生する課題についても検討を行い、事業の見直し・充実を図ります。

第2章 計画の体系

(1) 計画策定の体系

被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等の意見を充分反映し、計画を策定します。



第3章 目標別復興計画

1 基本目標

復興にあたっては、生活の再建を第一に福祉環境等の充実を図るとともに、道路、上下水道などの都市基盤の整備や伝統産業など、地場産業の再生や地域コミュニティや伝統文化などを一体的に再生していくことが必要となります。

このため、「生活の再建」、「都市基盤の整備」、「産業の活性化」を本計画の3つの目標とし、暮らしや産業等の一体的な復興に取り組んでいきます。

(1) 生活の再建

地域の実態に応じた安全で快適な住宅の再建を進めるとともに、安定した生活のための雇用確保や安心して暮らせる福祉の実現を目指します。

また、震災体験を次世代に継承するとともに安全・安心なまちづくりのための先進事例としての活用を図ります。

また、これからの元気で安心できる地域社会を担うコミュニティ活動の充実を図ります。

なお、「生活の再建」にあたっては、以下の5項目を中心として取り組めます。

- ①福祉・保健・医療の充実
- ②雇用機会の確保
- ③震災体験の継承
- ④地域コミュニティづくり
- ⑤仮設住宅入居者への支援

(2) 都市基盤の整備

被災者の住宅の確保を最重要課題として取り組むほか、道路、上下水道等の社会インフラの早期復旧に取り組みます。

また、まちなみについては単なる復旧ではなく、鳳至上町においてこれまで行われてきたまちなみの再生活動を続けるとともに、新たに黒島町において歴史的・伝統的まちなみの再生活動に取り

組みます。  
さらに、總持寺周辺地区では、禅文化を核としたまちづくりをすすめます。

このほかにも農山漁村集落等、ふるさとも感じさせる優れたまちなみや景観があり、その再生と地域資源としての活用を図ります。

なお、「都市基盤の整備」にあたっては、以下の5項目を中心として取り組めます。

- ①住宅の確保
- ②インフラの復旧・整備
- ③歴史的・伝統的まちなみの再生
- ④景観の保全と活用
- ⑤情報・防災基盤の整備

### (3) 産業の活性化

輪島塗や酒造り等の地場産業の再生・復興を強く押し進めるなど被災事業所の早期復興を図ります。農林水産業については生産基盤の早期再生を進めます。

また、震災を機に、豊かな地域資源を活かした誘客の促進や地域間交流の取り組みを強め、輪島ブランドの開発、市場への浸透の努力を一層強めるとともに企業誘致や地域産品の活用等による雇用の場の確保を図ります。

なお、「産業の活性化」にあたっては、以下の5項目を中心として取り組めます。

- ①農林水産業の振興
- ②商工業の振興
- ③観光の振興
- ④地域ブランドの開発・発信
- ⑤新たな産業の創出

## ②雇用機会の確保

### 【復興に向けての課題】

災害に伴う施設等への被害や震災後の風評被害などに伴う、事業規模の縮小などによって職を失った人たちの雇用機会を確保する必要があります。

### 【施策の方向】

- 就労確保への支援  
施設被害や風評被害に伴い職を失った人々に対する就労確保の支援、雇用機会の創出・確保を図ります。

## ③震災体験の継承

### 【復興に向けての課題】

今回の震災の記録等を残し、経験した教訓を正確に次世代に伝え、安全・安心のまちづくりや、防災教育、防災・危機管理に関する研究などに役立てることが必要です。

### 【施策の方向】

- 震災の資料等の整理  
震災の資料等を収集・分析し、整理・保存を行うとともに、市民及び関係機関などに公開します。

- 防災の日の制定

震災体験を忘れないよう、3・25を輪島市における防災の日に定め、市民とともに復興への検証、防災意識のさらなる高揚を図ります。



災害派遣要請された自衛隊の撤退(4/8)

輪島市災害対策本部

## 第4章 各論

### (1)生活の再建

#### ①福祉・保健・医療の充実

##### 【復興に向けての課題】

少子高齢化や過疎化の進展により、みんなが健康で安心して生活できるよう、高齢者や障害者、或いは児童等に対する各種住民サービスを行ってまいりました。

今回の震災によって受けたストレス等に伴う被災者の心身健康阻害などの課題が加わり、より一層、充実した取り組みが求められています。

それらに対応していくためには、地域の中核病院として、また災害拠点病院としての役割を担う市立輪島病院等と連携しながら、福祉・保健・医療の充実を図る必要があります。

##### 【施策の方向】

- 福祉・保健サービスの充実

高齢者・障害者の気力喪失、孤立化などによる生活不活発病の対策を実施し、介護予防等や、子供たちを含めたストレスなどに伴う被災者の心身の健康阻害などの対策を図ります。

- 医療体制等の充実

医療体制等を充実し、施設・設備などの早期復旧を図ります。



避難所での健康状態の聞き取り



健康診断の実施

## ④地域コミュニティづくり

### 【復興に向けての課題】

今回の災害で重要な役割を果たした地域コミュニティは、地域社会の核として一層の充実を図る必要があります。

また、先人から受け継がれてきた地域コミュニティの“心のよりどころ”である歴史的・文化的施設等が多く被害を受けており、それらを修復して次世代に継承することが重要です。

### 【施策の方向】

- 地域コミュニティ活性化への支援  
復興を契機とした、コミュニティ活性化への支援をします。
- 地域コミュニティ施設等修復への支援  
地域コミュニティの核として機能していた施設等の修復に対する支援をします。
- “心のよりどころ”への修復支援  
歴史的・文化的な施設等の修復に対する支援をします。
- 地域ネットワークの形成  
町内会、ボランティア、事業所等による地域ネットワークの形成を図ります。



根元から折れた鳥居



避難所でのコミュニティ形成

⑤仮設住宅入居者への支援

【復興に向けての課題】

500名を超える人たちが仮設住宅での何かと制約の多い生活を余儀なくされています。特に高齢者等の気力喪失、孤立化などに伴う生活不活発病などの対策が必要です。

また、安心して暮らせるよう、緊急時に対応ができるシステムの導入や仮設住宅の適切な維持管理が必要となります。

【施策の方向】

■生活不活発病等への対策支援

生活不活発病防止策やストレスに伴う被災者の心身の健康障害への対策を図ります。

■生活の環境整備

急な発病等に対応するため緊急通報システムの導入を行うとともに、仮設住宅の適切な維持管理を行います。



仮設住宅の建設状況

■空き家の有効活用の推進

空き家データベースの情報提供等により、空き家の有効活用の促進を図ります。



住宅の修復風景

②都市基盤の整備

①住宅の確保

【復興に向けての課題】

今回の地震災害における住宅被害は、全壊が約500戸、大規模半壊・半壊を含めると約1,500戸となり、全世帯数の1割を超える被害となっています。住宅は、市民が健康で文化的な生活を営むための基盤であり、生活を再開するために、被災した住宅の早期再建を進めていくことが急務です。そのためには、自立再建・改修への支援、災害公営住宅等の整備、空き家の有効活用などが考えられます。また、“輪島らしい家づくり”を含めた総合的な住宅施策を行う必要があります。

【施策の方向】

■自立再建・改修への支援

被災住宅の建替・改修に関する支援に努めるとともに、相談体制の充実及び関連制度の活用促進を図ります。

■“輪島らしい家づくり”の支援

地場産材等を活用した、耐久性、耐震性にすぐれ、低コストな輪島らしい住宅の提案を行い、地元工務店などによる伝統的工法の継承にも貢献できるよう配慮します。

■耐震性向上への支援

今回の地震を教訓に、耐震診断及び耐震補強工事を促進するための支援をします。

■宅地の復旧

被災した宅地、擁壁等の復旧工事などへの支援をします。

■災害公営住宅等の整備

高齢者世帯、低所得者世帯等で住宅の自立再建が困難な人たちに對し、地域性や入居者の相互扶助などに配慮した公営住宅等の整備を図ります。

②インフラの復旧・整備

【復興に向けての課題】

生活や産業の基盤となる道路、上下水道等の社会基盤を一日も早く復旧するため、県と連携しながら、積極的な取り組みを進める必要があります。また、災害に強いまちづくりを形成していくため、緊急輸送道路や避難路の整備や安定的な飲料水の供給体制の整備、公共施設等の耐震化促進や避難場所としての公園・緑地の整備などを実施していく必要があります。

【施策の方向】

■交通ネットワークの整備

災害時においても交通機能が確保できるよう、道路ネットワークの形成を図ります。

■上下水道施設の整備充実

ライフラインとして重要な水道施設の災害への対応力を高めるため、既存老朽管の更新等、施設の改良を図ります。また、隣接水道事業との相互供給が可能な給水管の敷設についても検討します。

■各種公共施設の改修

避難所としての機能を高めるため、耐震性向上などの整備促進を図ります。

■自然災害対策の強化

今回の地震により不安定となった土砂災害のおそれのある地域において治山・治水・砂防事業を推進します。また、地震の津波や高潮を防止するため、海岸保全対策を推進します。



電線の復旧作業



国道249号の復旧作業



種別	復旧・復興期【H24年3月迄】	発展期【H29年3月迄】
道路	復旧工事	発展期
土地の安全対策 (地すべり、崖崩れ、土石流)	復旧工事	発展期
河川	復旧工事	発展期
上水道	復旧工事	供用開始
他ライフライン (電気電話、情報等)	復旧工事	供用開始
下水道施設	復旧工事	供用開始
農地、農業施設	復旧工事	発展期
公園、広場	復旧工事	供用開始
学校	復旧工事	供用開始
その他公共施設	復旧工事、復旧済みのから供用開始	発展期

#### ④景観の保全と活用

##### 【復興に向けての課題】

輪島市の豊かで美しい海岸線においても、今回の震災により数箇所の大きな崩壊があり、早急な復旧に取り組む必要があります。また、重厚でつややかな黒瓦の屋根が折り重なるまちなみや、海岸線に連なる間垣は、輪島特有の景観を形成しており、今回の被害を修復し、これらの景観を観光資源として活用するとともに、守り育てていく必要があります。

##### 【施策の方向】

- 豊かで美しい海岸線の保全  
今回被災した、町野町管々木地区（八世乃洞門）、袖ヶ浜、鴨浦、琴ヶ浜、門前町深見地区等の復旧を行い、荒々しい海岸景観の保全や遊歩道の整備を図ります。
- 輪島特有の景観の修復・形成  
間垣や土蔵、塀によるまちなみの修復・形成を図ります。



八世乃洞門の落石



屋根の応急手当

#### ③歴史的・伝統的なまちなみの再生

##### 【復興に向けての課題】

輪島らしいまちなみは、長い年月をかけて形成され、地域の人々の生活文化のよりどころとなってきたものであり、住民の方々にも、訪れる人々にも魅力あるまちなみとし、住民との協働により再生に取り組む必要があります。

##### 【施策の方向】

- 鳳至上町地区の再生  
鳳至上町地区は、日本を代表する輪島塗の塗師屋が、ほかの生業と混在する職人のまちであり、“漆が感じられる”まちなみの再生を図ります。
  - 總持寺周辺地区の再生  
總持寺周辺地区では、日本人の心のよりどころである“禅文化”を核として、總持寺門前のまちなみの再生を図ります。
  - 黒島地区の再生  
黒島地区では、黒瓦や作見板張り（下見板張り）などによる連続した美しいまちなみを継承するように、修復や修景を進め、重要伝統的建造物群保存地区に選定されるよう国に働きかけるとともに、北前船で栄えた角海家を中心とした魅力あるまちなみの再生を図ります。
- このほかにも“ふるさと”を感じさせる優れたまちなみがあり、これらの再生を図ります。



黒島町・角海家の被害状況



總持寺通り商店街の被害状況

#### ⑤情報・防災基盤の整備

##### 【復興に向けての課題】

本市は広大な面積の山間地や、80km 余にも及ぶ海岸線を有しており、地震災害や様々な自然災害から市民の生命と財産を守るため、防災体制の強化や防災拠点施設等の整備・充実、情報基盤の整備などを広域的な視点で推進していく必要があります。

##### 【施策の方向】

- 防災体制の充実  
災害時における確実な情報伝達や初動体制の確立等で、きめ細やかな防災体制の充実を図ります。
- 防災意識の高揚  
平常時においても防災に関する意識を忘れないため、市民を対象とした定期的な訓練等を実施します。
- 防災拠点施設等の整備・充実  
防災拠点施設整備や、防災関連資材の充実を図ります。
- 高度情報基盤の整備充実  
災害時に有効な役割を果たす携帯電話の不感地帯を解消するために、光ケーブル網を活用した携帯電話事業者による基地局設置を支援します。  
災害時に様々な行政情報を提供していくため、ケーブルテレビ網の活用等を図ります。  
災害時に情報通信を安定的に発信できるようネットワークの広域化を図ります。



門前分署に集結した緊急消防援助隊



市役所に設置された政府現地連絡対策室

③産業の活性化

①農林水産業の振興

【復興に向けての課題】

今回の地震で、多くの農林漁業者が被災し、農林水産業用設備・施設等が大きな被害を受け、高齢化・後継者不足等による担い手不足にさらに拍車がかかり、生産能力の低下、耕作放棄などの問題が深刻化することが危惧されます。施設等の早期復旧、さらに総合的に農林水産業の再生を図る必要があります。

【施策の方向】

- 農林水産業施設等の復旧  
農林水産業用施設等の迅速な復旧を支援します。
- 生産基盤の整備促進  
生産基盤の整備を推進するとともに、需要拡大を図り、担い手が就労できる環境づくりを目指します。
- 農林水産物の消費・流通支援  
安全・安心にこだわった農林水産物を提供することにより、イメージ向上と販売ルートの確保を目指します。



田んぼでも大きな亀裂が

③観光の振興

【復興に向けての課題】

市内の多くの宿泊施設・観光施設等が被害を受け、また、地震による風評被害により本市を訪れる観光客が激減し、観光産業は甚大な影響を受けています。

地域の活力向上を図るためにも、市の基幹産業のひとつである観光の果たす役割は大きく、観光資源に磨きをかけ、観光機能の強化を図るとともに、施設への支援や新たな誘客キャンペーン、イベント等を実施し、観光都市輪島の再構築に努める必要があります。

【施策の方向】

- 観光施設への復旧支援・風評被害対策  
観光施設の復旧と経営安定化に対し支援します。  
県等との協働により、観光キャンペーン・出向宣伝・PRなど重点的に行い、風評被害の払拭に支援します。
- 観光資源活用の支援  
今回被害を受けた輪島塗・總持寺祖院・鳳至上町や黒島町のまちなみの再生を契機に、これらの地域の資源である朝市・千枚田・時国家そして自然景観を連携させた観光地の再構築を図り、滞在人口の拡大を図ります。
- 観光交流の支援  
能登空港の有効活用を図るとともに、能越自動車道輪島ICまでの整備促進を関係機関に働きかけ、更なる交流人口の拡大を図ります。



再開された朝市(4/11)

②商工業の振興

【復興に向けての課題】

地震により、事務所・店舗等も住宅同様甚大な被害を受け、中でも本市の基幹産業のひとつである漆器業・酒造業などは、今回の地震で土蔵が壊滅的な被害を受け、修復が急がれます。これらの業界における施設・設備に対しても、再構築を含めた支援、また、商店街においては、空地化された土地の利活用を含め、再生の支援が必要です。

【施策の方向】

- 事業者への復興支援  
被災事業者の再建と経営安定化に対し支援します。  
商店街の再生を図るとともに、災害に強いまちづくりを推進します。
- 商工業の流通支援  
技術・商品開発力の高度化を推進するとともに、新商品開発等について支援し、地震によって低下した生産額などの回復を図ります。  
輪島塗・地酒の販路開拓を目的とした各種見本市への参加や、国内外の市場への進出に向けた事業等を推進し、基幹産業の復興に繋がります。



酒蔵の被害状況を確かめる安部首相

土蔵から輪島塗を取り出す

④地域ブランドの開発・発信

【復興に向けての課題】

新鮮な農林水産物や、伝統工芸品の輪島塗等、質の高い“輪島ブランド”を全国に提供してまいりましたが、多くの生産者が被災し、生産・出荷額などの大幅な減少が危惧されます。これらの生産基盤の再生が急務であり、また、震災を契機に、これまで以上に、魅力ある新製品の開発を行うことにより、地域経済の回復に繋げる必要があります。

【施策の方向】

- “輪島ブランド”生産基盤の再生  
農林水産施設や輪島塗をはじめとする商工業施設の再生を支援し、“輪島ブランド”の安定供給を図ります。
- 生産・流通・販売体制の確立  
物産展や見本市への出展等による“輪島ブランド”のPR事業を支援するとともに、新たな流通販売経路拡大・回復に支援します。



東京にて開催された  
震災復興物産展

⑤新たな産業の創出

【復興に向けての課題】

本市は、これまで「働く場」の不足による若年層の流出が進んでいましたが、今回の地震により、地域経済の見通しがつかないこと等を理由とする新規採用の見送りなどが予想され、更なる若年層の流出が懸念されます。新たな雇用の場を創出することにより、生産年齢階層の流出防止を図る必要があることから、企業誘致や起業家の育成等に取り組む必要があります。

【施策の方向】

■企業誘致の推進

“輪島”の知名度を活かしながら、優良企業の誘致を進め、新しい雇用の場の創出を推進し、若年層の流出防止に繋がります。

■新規産業の育成

震災で再興する地域資源を活用した新規産業の育成を図るとともに、こうした産業の創出に取り組む起業家を育成・支援し、雇用の創出を図ります。



認可産業団地写真とイメージ図

No.	種別	区分	事業名	事業概要	備考
10	生活	①	障害者グループホーム備後支援	障害者グループホーム用家屋の修繕、改修に対し補助	
11	生活	①	緊急障害福祉施設等災害復旧支援	災害復旧費申請補助事業の対象とならない障害福祉施設等の復旧に対して補助	
12	生活	①	社会福祉施設等災害復旧支援	社会福祉施設、介護老人保健施設などの復旧費用を補助	
13	生活	①	医療施設等災害復旧支援	医療施設・設備の復旧費用を補助	
14	生活	①	被災児童生徒対象カウンスラー派遣	このころのケアやカウンセリングが必要となった児童生徒等のため、県・市・私立学校にカウンスラーを派遣するための経費を補助	
15	生活	①・④	手話通訳者・要約筆記者の育成支援	障害者に正確な情報等を伝達するため、手話通訳者・要約筆記者の育成を行う団体に支援	
16	生活	②	雇用維持奨励金	事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用維持のために休業、出向などの措置を行った場合に、補助	
17	生活	②	被災地域緊急雇用創出	臨時的な雇用・就業機会の創出を目的に行う事業に対して補助	
18	生活	②	被災者特別訓練受講手当	法令による雇用促進給付等の支給を受けないことができない被災者が公共職業訓練を受講する場合に手当を支給	

No.	種別	区分	事業名	事業概要	備考
19	生活	②	被災地域若年者雇用対策	被災地域を中心とした若年者を対象とする就職支援施設の設置、運営を支援	
20	生活	③	防災教育の実施	3月25日を輪島市における防災の日として定め、防災教育等を実施	
21	生活	③	「能登半島地震」に関する資料を収集・保全する活動支援	「能登半島地震」に関する資料を収集・保全する活動を支援	
22	生活	③	災害復興調査・研究活動支援	「金沢大学能登半島地震学術調査部会」などが行う調査・研究活動に支援	
23	生活	④	復興支援ネットワーク	復興活動に向けた住民・専門家のネットワーク活動を行う団体に、一定の経費を補助	
24	生活	④	地域コミュニティ再建	地域コミュニティの再建に向けた自治会などの活動に対して補助	
25	生活	④	復興ボランティア活動支援	被災地におけるボランティア活動の実施・コーディネートのための活動拠点整備に対して補助	
26	生活	④	地域コミュニティ施設等再建支援	自治会などが行うコミュニティ施設等の建替・修繕の費用に助成	
27	生活	④	地域復興支援基金設置支援	豊山漁村地域等におけるコミュニティ機能の再生や地域復興支援のため、公営的団体等が「地域復興支援員」を設置する経費を補助	
28	生活	④	指定文化財等災害復旧支援	文化財の所有者が実施する被災文化財の修理・修復費用を補助	

輪島市復興計画 復興事業

No.	種別	区分	事業名	事業概要	備考
1	生活	①	生活福祉資金貸付金利子補給	石川県社会福祉協議会の生活福祉資金（災害復旧資金および住宅購入資金に充てる。）を借り入れた者に対し、利率の補給	
2	生活	①・④	地域見守りネットワークシステムの構築	平常時及び災害時に要援者を住民・行政が一体となって見守るネットワークシステムを構築	
3	生活	①	子育て支援	被災児童・生徒または保護者に対する支援	
4	生活	①・⑤	生活援助員設置	各福祉・生活関連サービスのニーズ把握、現住者等と連携して行うための設置、生活援助員の経費を補助	
5	生活	①・⑤	このころのケア健康サポート事業	専門スタッフ（保健師等）による相談窓口を開設するとともに家庭訪問等による継続支援の実施	
6	生活	①・⑤	生活不活発者対策	高齢者等の活力喪失、孤立化などによる生活不活発化の対策のために、相談窓口の設置、外出支援、SITありぬいによる出前教室などを実施	
7	生活	①	介護予防生きがいづくり助成事業	介護予防のために自主的・自発的に活動する高齢者グループに対し、その活動費を助成	
8	生活	①	救急医療体制整備事業	救急医療に連携して対応できるよう、医療スタッフの派遣や医師の休日当番医体制への支援	
9	生活	①	高齢者・障害者向け住宅相談窓口の開設	高齢者や障害者が居住する住宅を、身体状況に適切にして介護する施設等とは連携し、必要に応じて生活支援に対して指導、助言を委嘱	

No.	市別	区分	事業名	事業概要	備考
49	都市	①	高齢者ハウスの整備・運営	高齢者ハウスを整備・運営する社会福祉法人などに対して整備・運営経費を補助	
50	都市	①	公営住宅入居支援	公営住宅に入居した高齢者世帯等を対象に家賃減免を行う市に対して、減免額に対する補助	
51	都市	①	民間賃貸住宅入居支援	自宅再建を断念し、民間賃貸住宅に入居した被災者に対して家賃の一部を補助	
52	都市	①	親族等住宅同居支援	親族等の住宅で同居することとなった高齢者などに対して補助	
53	都市	①	農山漁村型復興住宅支援	農山漁村型復興モデル住宅を建設する際に、費用の一部を補助	
54	都市	①	緊急不動産活用型住宅再建資金融資	住宅建設資金の融資を受けることが困難な高齢者を対象に、自己所有地を担保として住居資金を融資	
55	都市	①	緊急公営住宅入居支援	経済的理由等から家賃負担が困難で専が特に必要と認められる世帯について、緊急的に公営住宅家賃を助成	
56	都市	②	インフラ災害復旧事業	道路、上下水道等の社会基盤の復旧	
57	都市	②	道路整備事業	災害時における緊急輸送や避難路確保の道路整備	
58	都市	②	橋梁耐震対策事業	橋梁の長寿命化及び落橋防止の推進	
59	都市	②	水の安心・安心供給事業	水道施設の耐震化、運転等安心かつ、安定的に水を供給するための整備促進	

No.	市別	区分	事業名	事業概要	備考
60	都市	②	急傾斜地崩壊対策事業	がけ崩れ災害から人命を守るため、急傾斜地の崩壊防止	
61	都市	②	港湾整備事業	防波堤の整備	
62	都市	②	公共施設耐震化等整備事業	避難所としての機能を高めるために耐震化等の整備	
63	都市	②	地域水道施設等復旧	小規模な水道施設を復旧する地域の組合や団体などに対して補助	
64	都市	②	地域共同施設等復旧支援	町内会などが設置・維持管理している私有道路、消防ハイブなどの復旧に要する経費を補助	
65	都市	②	水道設備等支援	住宅移転を促進し、省減なくされたいが行う水道管敷設工事の費用を補助	
66	都市	②	私立学校施設設備災害復旧支援	私立学校の施設・設備の復旧に要する経費を補助	
67	都市	③	街なみ環境整備事業	住環境の整備改善が必要な区域において、地区施設、住宅及び生活環境施設の再生・整備促進を実施	
68	都市	③	空堀北市街地対策	震災で空堀北市街地が被災した市街地の地域コミュニティ維持を含めた防災活用策実施	
69	都市	③	黒島町まちなみ保存事業	重要伝統的建造物群保存地区を自指し、認定までの間、黒島地区における伝統的なまちなみを維持するため、建築物の修復・修繕を支援	
70	都市	④	被災工藤再生支援事業	被災した土庫の再建や改修、活用策の支援	

No.	市別	区分	事業名	事業概要	備考
29	生活	④	歴史的建造物等再建支援	歴史的建造物等の修理・修繕費用を補助	
30	生活	④	民俗資料・歴史資料保存支援	民俗資料や歴史・文化資料等の保存・管理費用を補助	
31	生活	④	地域復興デザイン探定支援	被災集落等のコミュニティ機能の再生や地域の復興に關する計画策定に要する経費を補助	
32	生活	④	地域復興デザイン先導事業支援	【地域復興デザイン】探定に即り補助費や地域復興事業に要する経費を補助	
33	生活	⑤	緊急仮設住宅用緊急通報システム設置支援	急な発病やケガなどの緊急時に対応するため、仮設住宅内に緊急通報システムを設置	
34	生活	⑤	仮設住宅等生活交通確保	バス事業者などが実施する仮設住宅への生活交通確保対策に対して補助	
35	生活	⑤	応急仮設住宅維持管理等	応急仮設住宅を管理する自治体に対し、仮設住宅の維持管理費用などを補助	
36	都市	①	住宅等耐震化助成事業	住宅等の耐震化に対する支援	
37	都市	①	輪屋型住宅建設支援事業	輪屋らしい住宅建設・改修に対する支援	
38	都市	①	公営住宅等整備事業	被災し、再建が自立困難な所得者等に対し、住宅の供給を図るため公営住宅等を整備	
39	都市	①	空家利活用事業	空家の情報提供の実施や利用したい方への改修費等の補助	

No.	市別	区分	事業名	事業概要	備考
40	都市	①	母子寡婦福祉資金貸付金貸付補助	石川県の母子寡婦福祉資金貸付金（住宅、転居資金に限ります。）を借り入れた方に、利子補助	
41	都市	①	被災者住宅復興資金利子補助	被災者住宅復興のために金融機関などから資金を借り入れた場合に、利子補助	
42	都市	①	高齢者・障害者向け住宅整備支援	高齢者や障害者が居住する住宅を、身体状況に適合した住宅として再建する場合に補助	
43	都市	①	克雪住宅建設支援	高齢者等の雪下ろしの労力を軽減するため、克雪タイプの住宅を建設、改修する場合は、その建設費の一部を支援	
44	都市	①	被災宅地復旧工事	被災した宅地の擁壁等の復旧に対する支援	
45	都市	①	被災宅地復旧調査	長期避難施設・指示地域に対して、自治会や区などが被災宅地の復旧工法を調査する場合は、補助	
46	都市	①	被災者住宅復興資金利子補助（低利融資方式）	当基金が融資金融機関に対し、融資利率引下げ分を補助、融資申込者が低利で融資を受け	
47	都市	①	住宅復興（二重ローン）償還特別支援	震災前に住宅購入があり、震災後、新たに住宅再建のための住宅債務を抱えることになる場合に、既住宅債務の支払利息を助成	
48	都市	①	住宅再建総合相談窓口設置	市が設置する住宅再建総合相談窓口に関する経費の一部を補助し、被災者の住宅再建を支援	



No.	種別	区分	事業名	事業概要	備考
71	都市	④	海岸景観保全事業	被災した海岸景観の保全や活用策の実施	
72	都市	④	農産物産出促進事業	被災農産物の生産・流通の促進を図る。間接的効果の発生・保存に支障	
73	都市	⑤	防災対策事業	災害時に発生する関係機関の体制強化および防災への意識高揚の推進	
74	都市	⑤	防災拠点施設等整備事業	防災拠点の施設・設備等の整備・充実	
75	都市	⑤	携帯電話不感地帯解消事業	災害時に発生する携帯電話の不感地帯を解消するため、不感地帯の解消を推進	
76	都市	⑤	ケーブルテレビ網活用事業	災害時に発生する情報通信を安定的に提供するためケーブルテレビ網を活用する	
77	都市	⑤	ケーブルテレビ網整備事業	災害時に発生する情報通信を安定的に提供するためケーブルテレビ網を整備する	
78	産業	①	農林水産業経営効率化対策	農林水産業に係る施設・設備の共同利用、事業の効率化などの経費の支援	
79	産業	①	農林水産業雇用創出支援	農林水産業に係る施設等の整備に対する経費の支援、各種研究・事業等に対する支援	
80	産業	①・④	輸出ブランド開発促進事業	特産品の生産や加工品製造等に係る経費の支援	
81	産業	①	能登半島地震災害対策資金利子補給	農業者等が借り受ける、「能登半島地震災害対策資金」の利子を助成	
82	産業	①	能登半島地震復興資金利子補給	農業者等が借り受ける、「能登半島地震復興資金」の利子を助成	

No.	種別	区分	事業名	事業概要	備考
92	産業	①	森林整備緊急支援	森林内の作業路の復旧や植林、防間伐に要する経費を補助	
93	産業	②	精製・酒造復興支援	精製・酒造業に対する復興支援、新商品開発・販路開拓等支援	
94	産業	②	平成19年能登半島地震対策臨時特別利子補給	市内の中小企業者で石川県の融資制度である平成19年能登半島地震対策融資を受けた者に対して利子補給	
95	産業	②	平成19年能登半島地震対策臨時特別利子補給	政府系金融機関からの災害融資に係る金利軽減措置の適用を受けた中小企業者などに対して利子補給	
96	産業	②	平成19年能登半島地震対策臨時特別利子補給	石川県の融資制度である平成19年能登半島地震対策融資を受けた中小企業者に対して、保証料を補助	
97	産業	②	事業所廃止撤去支援	事業再開・継続のため、被災した事業用建物を解体・撤去する費用に対して補助	
98	産業	②	伝統的工芸品生産設備等償還支援	伝統的工芸品を生産するための設備や機具の更新・移転の費用に対して補助	
99	産業	②	中小企業者仮設店舗等設置	中小企業者等が店舗・工場等を建て替え・修繕する間、仮設店舗等での営業に必要な経費に対して補助	
100	産業	②	被災商店街復興対策支援	商店街団体などが行う売上回復のための取組みについて、必要な資金を補助します。	
101	産業	②	中堅企業等償還・復興事業利子補給	日本政策投資銀行の災害復旧融資に係る貸付利率軽減の特別措置の適用を受けた中堅企業等に対して利子補給	

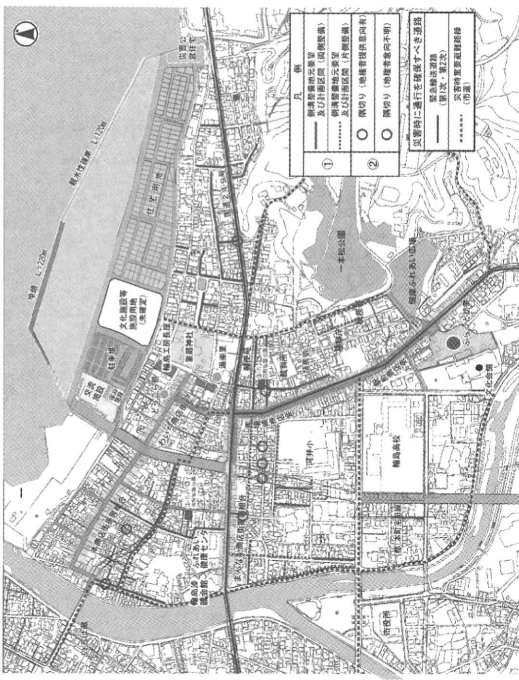
No.	種別	区分	事業名	事業概要	備考
83	産業	①	能登半島地震復興関係資金利子助成	農林漁業者が新規に借り受ける、能登半島地震復興関係資金の利子（および保証料）を助成	
84	産業	①	代官農地等営農継続支援	代官農地や自家営農農地の確保、米の地域振興調整、営農再開が困難な農業者の一時的雇月などをを行う場合に、経費を補助	
85	産業	①	手づくり田舎し等支援	小規模農地等の確保・整備、水田の地方回帰を行う場合に、経費を補助	
86	産業	①	農林水産業経営再建整備支援	国庫の災害復旧事業に該当しない施設等の修理・改修や機械の修理・購入などを行う場合に、経費を補助	
87	産業	①	農用水水源地保護支援	能登半島地震により湧水、地下水が枯渇又は減少した場合に、代官用水施設を整備する費用を補助	
88	産業	①	緊急手づくり田舎し等総合支援	2年以上作付けができなかった農地などについて、一体的な復旧を支援	
89	産業	①	災害査定設計委託費等支援	農地などの災害復旧事業の申請に必要な査定設計委託費を補助	
90	産業	①	地域営農活動緊急支援	農業者の組織する団体が効率的に継続的な営農活動を確立するための、営農用機械の整備費、研修会費などを補助	
91	産業	①	災害復旧事業等負担金支援	国・県の補助による地震災害復旧関連事業に伴う農家などの負担の一部を補助	

No.	種別	区分	事業名	事業概要	備考
102	産業	②	中小企業緊急生業再建支援	店舗が被災した中小企業が、営業再開のため新たな店舗を借り上げる際に、賃借料の一部を補助	
103	産業	②	組合共同施設等復旧支援	国・県の災害復旧事業の対象とならない商工会館など共同施設の復旧費用を補助	
104	産業	②	中小企業者仮設店舗等設置	被災企業の空室確保と精製ブランド販路開拓を図るため、商工会体などが雇用するコーポネーターの費用を補助	
105	産業	②	地域商工業者販路開拓支援	精製ブランド販路開拓のために行う見本市・展示会の開催経費などを補助	
106	産業	②	被災地商工業復興相談支援	商工会・商工業者が被災地復興支援に関する経費を補助	
107	産業	③	観光施設等災害復興支援	被災した観光施設等の復興に係る経費等の支援	
108	産業	③	観光復興キャンペーン推進	被災地等で開催する地域イベントや観光光全体のキャンペーンなどを行う場合に、経費を補助	
109	産業	④	精製ブランド生産基盤再生事業	精製ブランドの安定供給のため、農林水産業者・商工業者への支援	
110	産業	⑤	企業経営推進事業	市外にある農工商業者等の経営等	
111	産業	⑤	起業家育成支援事業	被災で再興する地域資源を活用した新規産業の育成に対する支援	

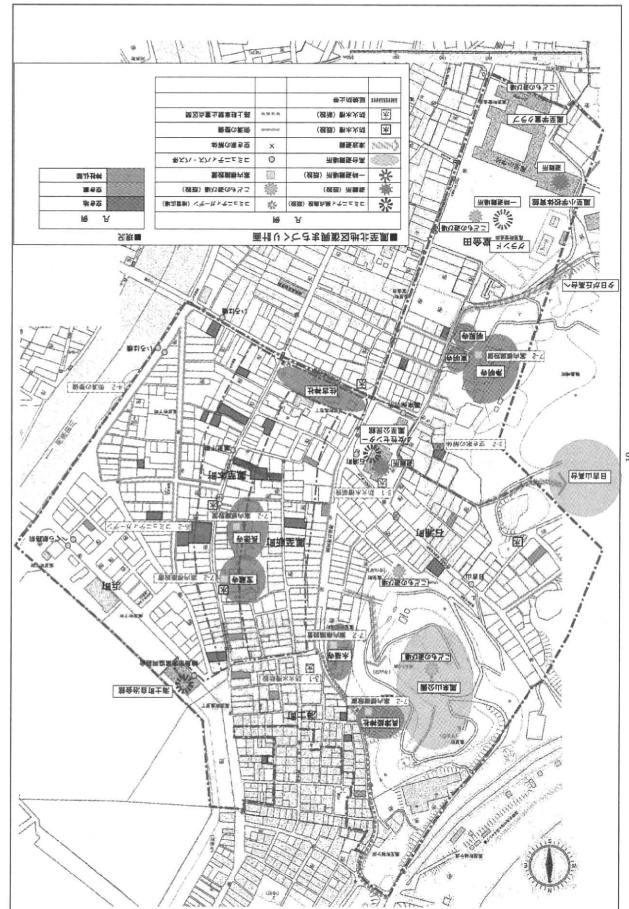
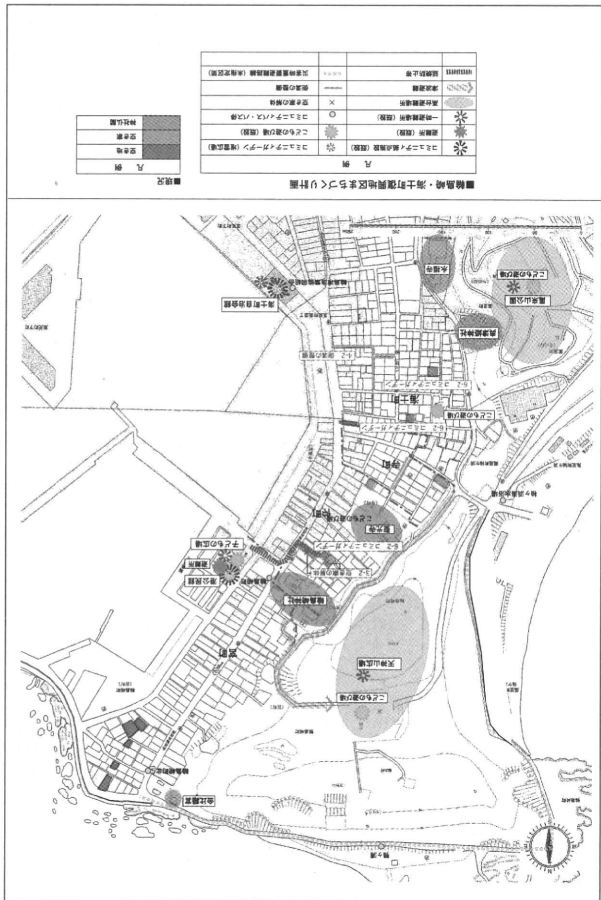




(2) 河井地区 復興まちづくり計画位置図(2/2)



事項名	内容
① 復興計画による施設	1. 児童福祉施設(児童福祉センター)
② 復興計画による施設	2. 公園(公園)
③ 復興計画による施設	3. 公園(公園)
④ 復興計画による施設	4. 公園(公園)
⑤ 復興計画による施設	5. 公園(公園)
⑥ 復興計画による施設	6. 公園(公園)
⑦ 復興計画による施設	7. 公園(公園)
⑧ 復興計画による施設	8. 公園(公園)
⑨ 復興計画による施設	9. 公園(公園)
⑩ 復興計画による施設	10. 公園(公園)



3-2 鳳楽地区 (1) 復興まちづくり計画の方向性・整備構成

鳳楽地区の復興まちづくり計画の方向性・整備構成

Ⅰ. 復興まちづくりの方向性

1. 復興まちづくりの方向性
  - 1.1 復興まちづくりの方向性
  - 1.2 復興まちづくりの方向性
  - 1.3 復興まちづくりの方向性
2. 復興まちづくりの方向性
  - 2.1 復興まちづくりの方向性
  - 2.2 復興まちづくりの方向性
  - 2.3 復興まちづくりの方向性
3. 復興まちづくりの方向性
  - 3.1 復興まちづくりの方向性
  - 3.2 復興まちづくりの方向性
  - 3.3 復興まちづくりの方向性
  - 3.4 復興まちづくりの方向性
4. 復興まちづくりの方向性
  - 4.1 復興まちづくりの方向性
  - 4.2 復興まちづくりの方向性

Ⅱ. 復興まちづくりの整備構成

1. 復興まちづくりの整備構成
  - 1.1 復興まちづくりの整備構成
  - 1.2 復興まちづくりの整備構成
  - 1.3 復興まちづくりの整備構成
  - 1.4 復興まちづくりの整備構成
  - 1.5 復興まちづくりの整備構成
  - 1.6 復興まちづくりの整備構成
  - 1.7 復興まちづくりの整備構成
  - 1.8 復興まちづくりの整備構成
  - 1.9 復興まちづくりの整備構成
  - 1.10 復興まちづくりの整備構成

鳳楽地区の復興まちづくり計画の方向性・整備構成

Ⅰ. 復興まちづくりの方向性

1. 復興まちづくりの方向性
  - 1.1 復興まちづくりの方向性
  - 1.2 復興まちづくりの方向性
  - 1.3 復興まちづくりの方向性
2. 復興まちづくりの方向性
  - 2.1 復興まちづくりの方向性
  - 2.2 復興まちづくりの方向性
  - 2.3 復興まちづくりの方向性
3. 復興まちづくりの方向性
  - 3.1 復興まちづくりの方向性
  - 3.2 復興まちづくりの方向性
  - 3.3 復興まちづくりの方向性
  - 3.4 復興まちづくりの方向性
4. 復興まちづくりの方向性
  - 4.1 復興まちづくりの方向性
  - 4.2 復興まちづくりの方向性

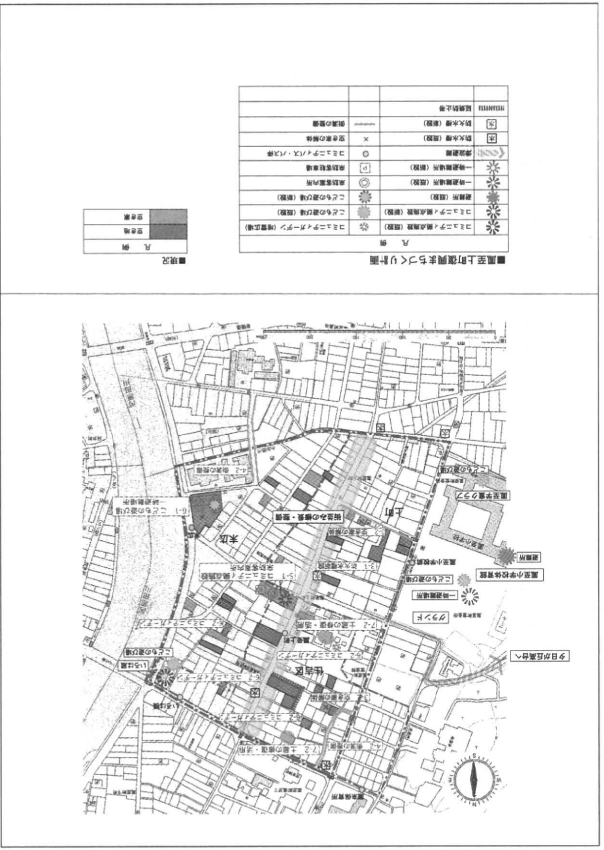
Ⅱ. 復興まちづくりの整備構成

1. 復興まちづくりの整備構成
  - 1.1 復興まちづくりの整備構成
  - 1.2 復興まちづくりの整備構成
  - 1.3 復興まちづくりの整備構成
  - 1.4 復興まちづくりの整備構成
  - 1.5 復興まちづくりの整備構成
  - 1.6 復興まちづくりの整備構成
  - 1.7 復興まちづくりの整備構成
  - 1.8 復興まちづくりの整備構成
  - 1.9 復興まちづくりの整備構成
  - 1.10 復興まちづくりの整備構成

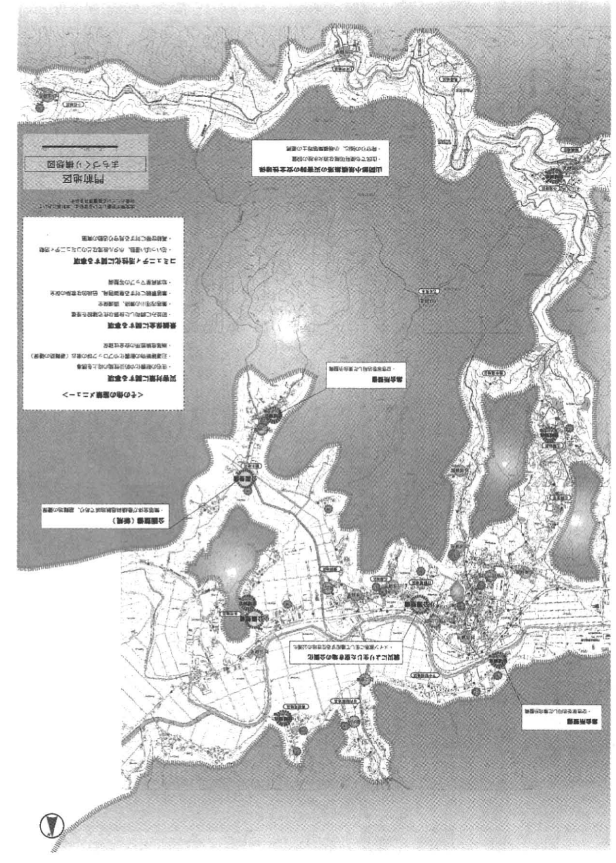


3-3 門前地区  
(1) 復興まちづくり計画の方向性と総論構成

<b>計画に付いた課題</b>	<p>1. 地域振興の基盤                  ① 計画の目的                  ② 計画の目的の重要性                  ③ 計画の目的の重要性                  ④ 計画の目的の重要性</p>
<b>基本理念</b>	<p>1. 復興に強く、安心、安全なまちづくり                  2. 復興に強く、安心、安全なまちづくり                  3. コミュニティの活性化</p>
<b>基本方針</b>	<p>1. 復興に強く、安心、安全なまちづくり                  2. 復興に強く、安心、安全なまちづくり                  3. コミュニティの活性化</p>
<b>基本理念</b>	<p>1. 復興に強く、安心、安全なまちづくり                  2. 復興に強く、安心、安全なまちづくり                  3. コミュニティの活性化</p>



11



12





4-2 麗空地区 (3/4)

【麗空(上)地区】	【麗空(中)地区】	【麗空(下)地区】	【麗空(東)地区】	【麗空(南)地区】	【麗空(西)地区】	【麗空(北)地区】	【麗空(東)地区】	【麗空(南)地区】	【麗空(西)地区】	【麗空(北)地区】
1. 麗空(上)地区	2. 麗空(中)地区	3. 麗空(下)地区	4. 麗空(東)地区	5. 麗空(南)地区	6. 麗空(西)地区	7. 麗空(北)地区	8. 麗空(東)地区	9. 麗空(南)地区	10. 麗空(西)地区	11. 麗空(北)地区
1. 麗空(上)地区	2. 麗空(中)地区	3. 麗空(下)地区	4. 麗空(東)地区	5. 麗空(南)地区	6. 麗空(西)地区	7. 麗空(北)地区	8. 麗空(東)地区	9. 麗空(南)地区	10. 麗空(西)地区	11. 麗空(北)地区

4-2 麗空地区 (1/4)

【麗空(南)地区】	【麗空(東)地区】	【麗空(北)地区】	【麗空(西)地区】	【麗空(南)地区】	【麗空(東)地区】	【麗空(北)地区】	【麗空(西)地区】
1. 麗空(南)地区	2. 麗空(東)地区	3. 麗空(北)地区	4. 麗空(西)地区	5. 麗空(南)地区	6. 麗空(東)地区	7. 麗空(北)地区	8. 麗空(西)地区
1. 麗空(南)地区	2. 麗空(東)地区	3. 麗空(北)地区	4. 麗空(西)地区	5. 麗空(南)地区	6. 麗空(東)地区	7. 麗空(北)地区	8. 麗空(西)地区

4-2 麗空地区 (4/4)

【麗空(南)地区】	【麗空(東)地区】	【麗空(北)地区】	【麗空(西)地区】	【麗空(南)地区】	【麗空(東)地区】	【麗空(北)地区】	【麗空(西)地区】
1. 麗空(南)地区	2. 麗空(東)地区	3. 麗空(北)地区	4. 麗空(西)地区	5. 麗空(南)地区	6. 麗空(東)地区	7. 麗空(北)地区	8. 麗空(西)地区
1. 麗空(南)地区	2. 麗空(東)地区	3. 麗空(北)地区	4. 麗空(西)地区	5. 麗空(南)地区	6. 麗空(東)地区	7. 麗空(北)地区	8. 麗空(西)地区

4-2 麗空地区 (2/4)

【麗空(南)地区】	【麗空(東)地区】	【麗空(北)地区】	【麗空(西)地区】	【麗空(南)地区】	【麗空(東)地区】	【麗空(北)地区】	【麗空(西)地区】
1. 麗空(南)地区	2. 麗空(東)地区	3. 麗空(北)地区	4. 麗空(西)地区	5. 麗空(南)地区	6. 麗空(東)地区	7. 麗空(北)地区	8. 麗空(西)地区
1. 麗空(南)地区	2. 麗空(東)地区	3. 麗空(北)地区	4. 麗空(西)地区	5. 麗空(南)地区	6. 麗空(東)地区	7. 麗空(北)地区	8. 麗空(西)地区